

神戸市自立支援協議会 運営協議会（第 38 回）

議 事 次 第

開 催 日：令和 8 年 8 月 10 日（月）

開催時間：13 時 30 分 ～ 15 時 30 分

開催場所：三宮研修センター 7 階 705 号室

1. 開 会

2. 議 題

- （１）障害者相談支援センターの実績報告
- （２）障害者地域生活支援拠点の実績報告
- （３）次期神戸市障がい者プランに対する神戸市地域自立支援協議会意見の提出について

（以下、非公開）

- （４）障害者相談支援センターの実地調査結果
- （５）障害者地域生活支援拠点の実地調査結果
- （６）障害者相談支援センター及び障害者地域生活支援拠点の実地調査結果（詳細）

3. 閉 会

〔資 料（公開）〕

神戸市自立支援協議会 運営協議会 委員等名簿（令和 8 年度）

神戸市地域自立支援協議会設置要綱

資料 1－1 障害者相談支援センター・障害者地域生活支援拠点の業務等（概要）

資料 1－2 2025 年度 障害者相談支援センター実績（概要）

資料 1－3 2025 年度 障害者相談支援センター実績（詳細）

資料 2 2025 年度 障害者地域生活支援拠点実績

資料 3－1 次期神戸市障がい者プランについて

資料 3－2 2026 年度 神戸市地域自立支援協議会 課題整理プロジェクト（報告）

資料 3－3 次期神戸市障がい者プランに対する神戸市地域自立支援協議会意見（案）

神戸市自立支援協議会 運営協議会 委員等名簿（2026 年度）

○委員（五十音順、敬称略）

神戸女子大学	教授	植 戸 貴 子
神戸女学院大学	教授	金 田 知 子
神戸市医師会	理事	上 月 清 司（会長）
障害者相談支援センター連絡協議会	会長	曾我部 由 美
（ひがしなだ障害者相談支援センター 事業責任者）		
神戸市社会福祉協議会	地域支援部長	名 口 麻里子
兵庫県弁護士会	弁護士	野 上 真由美

○事務局

福祉局副局長	黒 田 尚 宏
福祉局障害者支援課長	西 川 陽 子
福祉局障害者支援課課長（自立支援事業担当）	福 原 宣 人
福祉局障害福祉課長	本 多 倫 子
垂水区保健福祉部保健福祉課長	大 西 敬 子
神戸市障害者基幹相談支援センター 統括コーディネーター	伊 藤 則 正
神戸市障害者基幹相談支援センター 統括コーディネーター	武 田 真 由
福祉局障害者支援課係長（相談支援・虐待対策担当）	水 畑 明 彦

神戸市地域自立支援協議会設置要綱

平成 25 年 4 月 1 日

神戸市保健福祉局長決定

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 89 条の 3 に規定する関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うための場（以下「地域自立支援協議会」という。）を次項に定めるとおり、設置する。

2 神戸市（以下「市」という。）全体の障害福祉の関係者による連携及び支援の体制に関する仕組みについて主導的役割を担う協議を行うための場として、市に神戸市自立支援協議会（以下「市協議会」という。）を、各行政区内の障害福祉の関係者による連携及び支援の体制に関する仕組みについて中核的な役割を果たす協議を行うための場として、市の各行政区に区自立支援協議会（以下「区協議会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 市協議会は運営協議会と専門職による支援グループで組織され、区協議会は全体会（ネットワーク）、作業部会、個別支援会議（ケア会議）、及び運営委員会で組織される。

2 市協議会及び区協議会は、専門的な事項について協議する必要がある場合は、専門部会を置くことができる。

(市協議会の所管事務)

第 3 条 市協議会のうち、運営協議会は、次に掲げる事項について、専門的な見地から幅広く意見を求める場とする。

(1) 市全体の障害福祉の関係者による連携及び支援の体制の仕組みに関すること

(2) 神戸市障害者相談支援センター運営要綱（平成 18 年 10 月神戸市保健福祉局長決定。以下「支援センター要綱」という。）第 3 条第 1 項に規定する、神戸市障害者相談支援センター（以下「支援センター」という。）の適正な運営を確保するための評価に関すること

(3) 専門職による支援グループの運営及び調整に関すること

(4) 区協議会の運営の基本に関すること

(5) その他市全体で調整が必要な事項に関すること

2 市協議会のうち、専門職による支援グループは、区協議会からの依頼に基づき、障害者支援課長が選任した専門職を区協議会に派遣する。

3 専門職による支援グループの運営に関する事項は、神戸市地域自立支援協議会 専門職による支援グループ運営要領において定める。

(市協議会運営協議会の委員等)

第4条 市協議会のうち、運営協議会に参加する委員は、福祉、保健又は医療分野の関係者、地域団体、学識経験を有する者、障害者相談支援センター連絡協議会（神戸市障害者相談支援センター事業実施要領（平成18年10月神戸市保健福祉局長決定）第12条第1項に規定する連絡協議会をいう。）、及び神戸市関係職員のうちから、福祉局長が委嘱し、又は任命する。

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、8名以内とする。

3 委員の任期は2年以内とし、再任は妨げないものとする。

4 委嘱した委員が、運営協議会の議事内容等と関連があると認められる場合は、該当する議事からは除斥される。

5 福祉局長は、特定の事項について意見等を聴くことが必要と認めるときは、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、必要な議事を限定して、臨時に委員を委嘱することができる。

(市協議会における関係者の出席)

第4条の2 福祉局長は、特に必要があると認めるときは、市協議会のうち運営協議会又は専門分科会に、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(市協議会運営協議会の会長の指名等)

第5条 市協議会の運営協議会の会長は、福祉局長が委員の中から指名する。

2 会長は、運営協議会の進行をつかさどる。

3 福祉局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行するものを指定する。

(市協議会運営協議会の公開)

第6条 市協議会のうち、運営協議会は、これを公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合では、この限りではない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) その他公開することにより、当該運営協議会の公正又は円滑な進行に支障が生ずると認められる場合

2 運営協議会の傍聴に関して必要な事項は、福祉局副局長が別に定める。

(市協議会の庶務)

第7条 市協議会の庶務は、福祉局障害者支援課が担当する。

(区協議会の所管事務)

第8条 区協議会のうち、運営委員会は、次に掲げる事項について、専門的な見地から幅広く意見を求める場とする。

- (1) 各行政区内の障害福祉の関係者による連携及び支援の体制の仕組みに関すること
 - (2) 第2条第1項に規定する全体会(ネットワーク)、作業部会及び個別支援会議(ケア会議)の運営及び調整に関すること
 - (3) 各行政区内における相談支援のあり方に関すること
 - (4) 市協議会との調整に関すること
 - (5) その他各行政区内で調整が必要な事項に関すること
- 2 区協議会のうち、全体会(ネットワーク)、作業部会、個別支援会議(ケア会議)は、各行政区内の実情に応じて、協議・運営をおこなうものとする。

(区協議会運営委員会の委員)

第9条 区協議会のうち、運営委員会に参加する委員は、地域団体、支援センターの各代表者及び市関係職員とする。

(区協議会運営委員会の委員長の指名等)

第10条 区協議会の運営委員会の委員長は、各区保健福祉部保健福祉課長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会の進行をつかさどる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(区協議会の庶務)

第11条 区協議会の庶務は、支援センター要綱第6条第1項第2号及び神戸市障害者相談支援センター事業実施要領第13条第1項の規定に基づき、各行政区内の支援センターが行う。

2 各区保健福祉部は、その行政区域内にある支援センターが、区協議会の構成員との連携により適切に区協議会を運営することができるよう支援するものとする。

(施行細目の委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉局副局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 神戸市地域自立支援協議会設置要綱(平成18年12月27日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

障害者相談支援センター・障害者地域生活支援拠点の業務等（概要）

1 障害者相談支援センター

（１）設置か所数

18 か所：委託

（２）主な業務

- ① 障害者、障害児及びその家族等から様々な相談に応じ、情報提供や福祉サービスの利用援助等の実施
- ② 地域の相談支援事業者等への助言・支援
- ③ 区自立支援協議会事務局の運営
- ④ 障害福祉サービスの支給決定更新調査（勘案事項調査）、障害支援区分認定調査 等
- ※ その他（委託業務外として、計画相談支援や地域相談支援、障害児相談支援）

2 障害者地域生活支援拠点

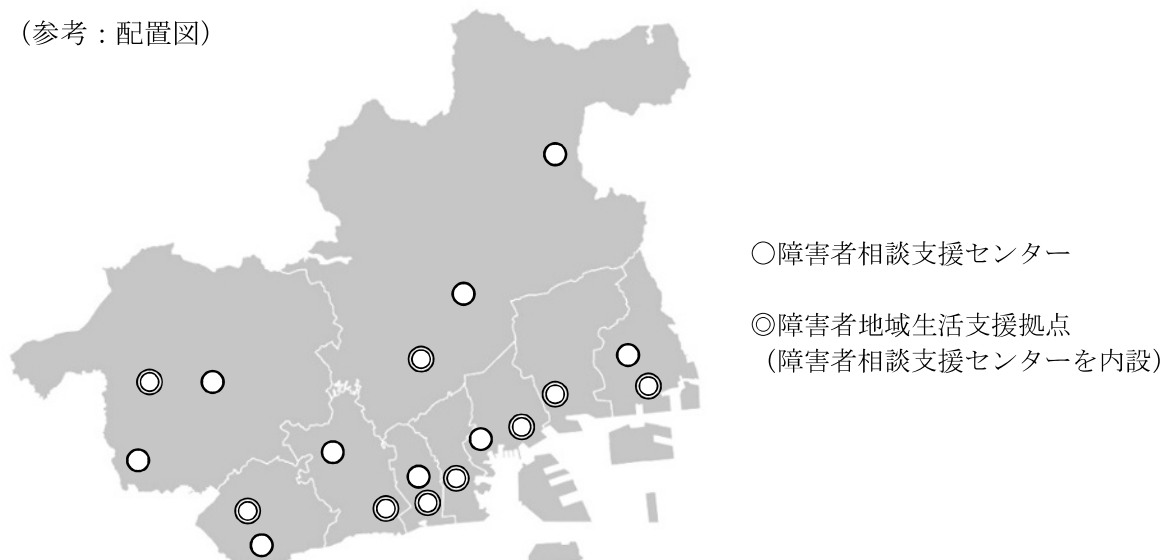
（１）設置か所数

9 か所〔各区 1 か所〕：委託

（２）主な業務

- ① 上記の障害者相談支援センターとしての業務
- ② 短期入所事業を活用した緊急時受け入れ
短期入所事業所を併設（又は区内に設置）
- ③ 生活介護事業を活用した体験の場や機会の提供
生活介護事業所の日中活動の場を併設（又は区内に設置）
※ 拠点コーディネート事業として、②緊急時の受入れや③体験の場・機会の提供を行うための調整や関係機関等との連携、地域の体制づくり
- ④ 見守り支援事業
郵送調査等に基づく個別訪問を行い、障害者の状況把握や必要な支援の案内等を実施
- ⑤ 地域支援機能強化事業
入所施設・病院等への訪問による現状把握、地域移行に携わる支援者への研修等を実施
- ⑥ 災害時要援護者支援体制の構築
基幹福祉避難所等との連携、見守り支援の一環としての災害発生時における避難勧奨等

（参考：配置図）



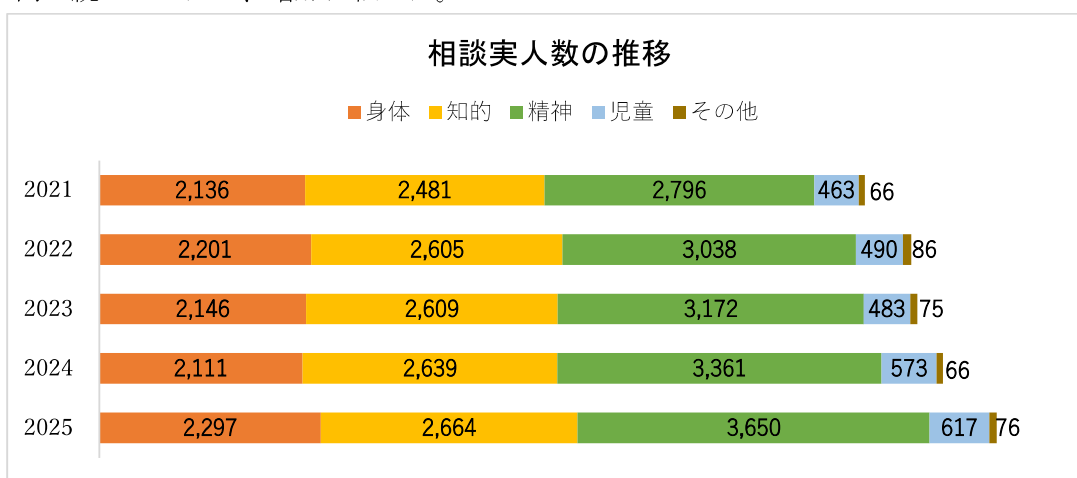
2025 年度 障害者相談支援センター実績（概要）

障害者相談支援センターでは、障害者・障害児及びその家族などからさまざまな相談に応じ、情報の提供や障害福祉サービスの利用援助などを行い、障害者の地域生活を総合的に支援した。

1 相談実人数

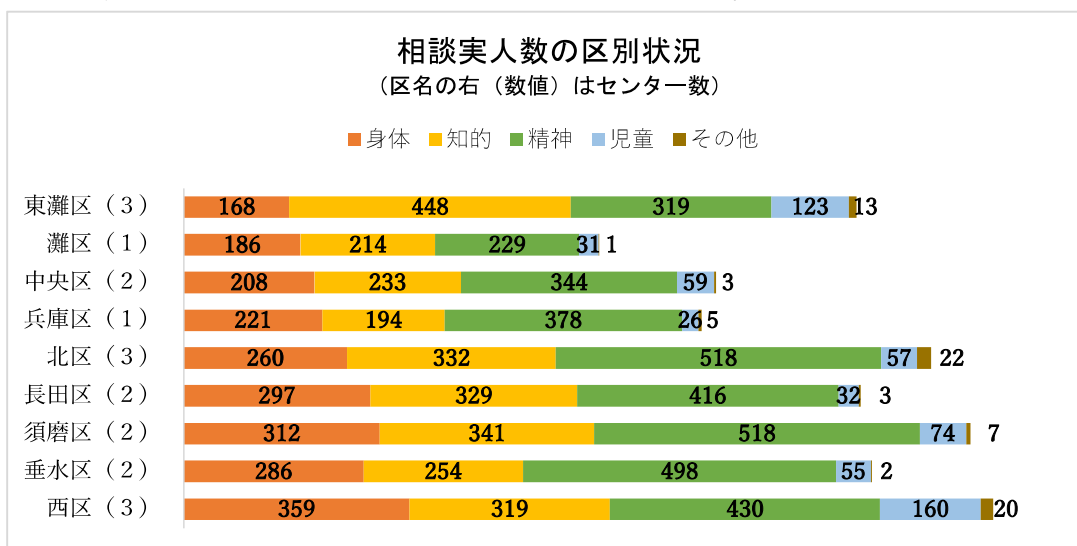
(1) 概 要

- ・全 19 センターで、相談実人数は 9,304 人（前年度比 6.3%の増加）となった。
- ・うち、多い順に、①精神が 3,650 人、②知的が 2,664 人、③身体が 2,297 人であった。
- ・昨年度と比較して、全障害種別で増加した。身体については 2023 年度から 2024 年度と減少傾向が続いていたが、増加に転じた。



(2) 区別の状況

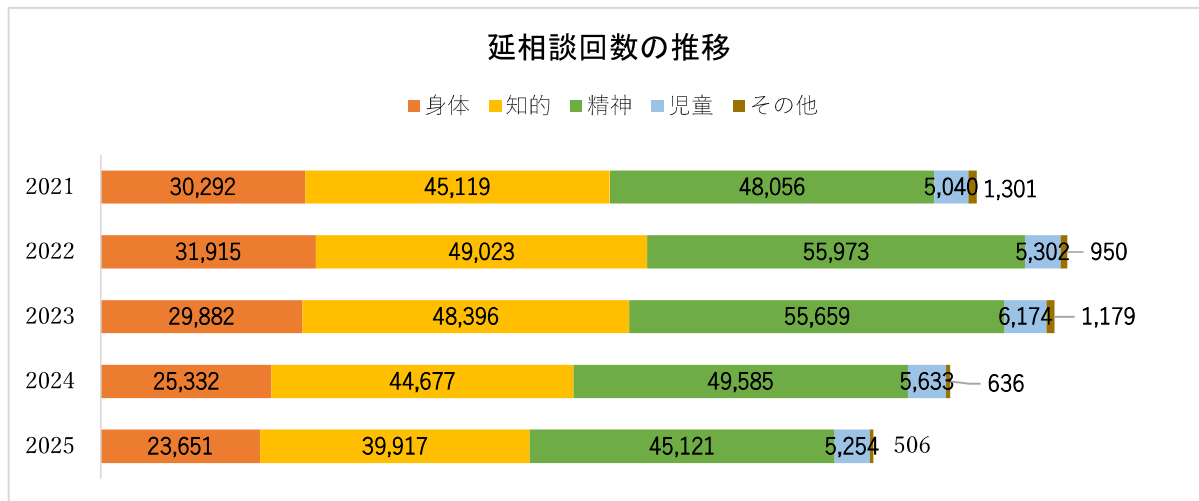
- ・区別では、相談実人数が多い区から順に、①西区 (1,288 人)、②須磨区 (1,252 人)、③北区 (1,189 人) であった。この 3 区の順位は昨年度と同じである。
(ただし、センター間で重複して対応しているケースはダブルカウントしている。)
- ・種別ごとに、最も多い区は、「身体」は西区の 359 人、「知的」は東灘区の 448 人、「精神」は北区及び須磨区の 518 人、「児童」は西区の 160 人であった。



2 延相談回数

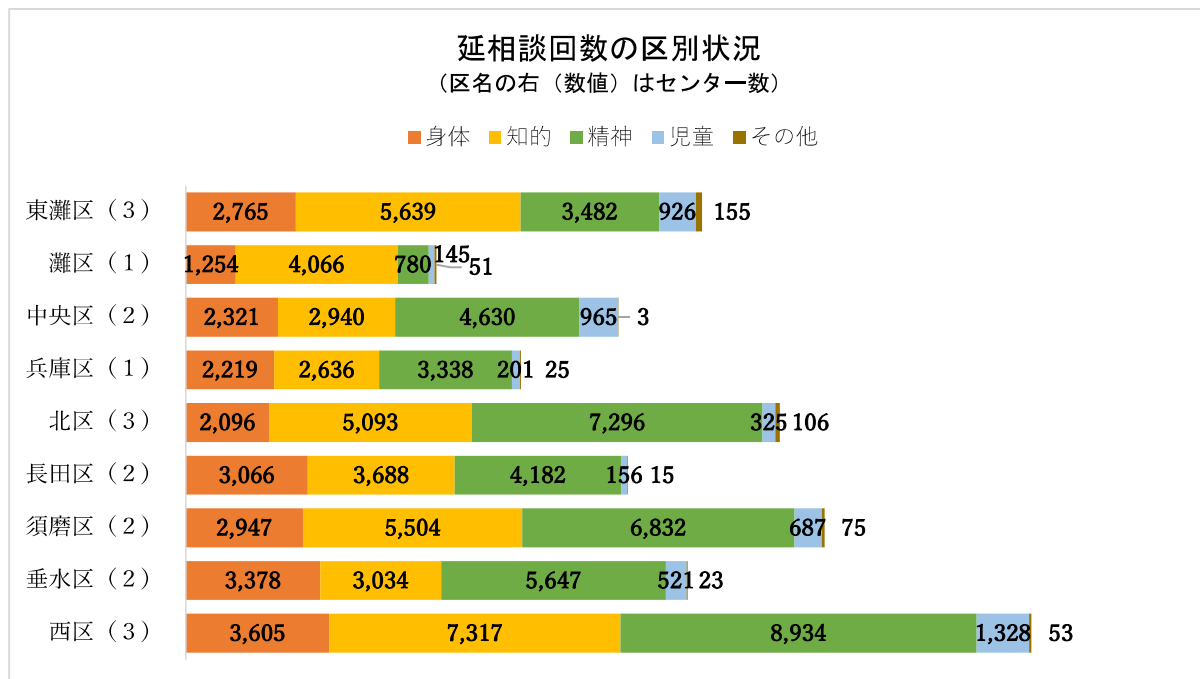
(1) 概 要

- ・全 19 センターで、延相談回数は 114,449 回（前年度比 9.1%の減少）となり、3 年連続の減少であった。
- ・種別では、多い順に、①精神が 45,121 回、②知的が 39,917 回、③身体が 23,651 回であった。



(2) 区別の状況

- ・区別では、延べ相談回数が多い区から順に、①西区（21,237 回）、②須磨区（16,045 回）、③北区（14,916 回）であった。
- ・種別ごとには、「身体」「知的」「精神」「児童」のいずれも西区が最多であった。



2025年度 障害者相談支援センター実績(詳細)

相談実人数・延相談支援回数

	相談実人数						延相談支援回数					
	身体	知的	児童	精神	他	計	身体	知的	児童	精神	他	計
ひがしなだ	76	163	55	138	10	442	970	1,586	590	2,011	113	5,270
おかもと	58	195	44	122	2	421	1,002	2,558	228	886	31	4,705
うおざき	34	90	24	59	1	208	793	1,495	108	585	11	2,992
なだ	186	214	31	229	1	661	1,254	4,066	145	780	51	6,296
いそがみ	114	114	31	182	2	443	1,483	1,965	795	2,801	2	7,046
たちばな	94	119	28	162	1	404	838	975	170	1,829	1	3,813
ひょうご	221	194	26	378	5	824	2,219	2,636	201	3,338	25	8,419
きた	97	149	20	240	5	511	685	2,091	102	5,090	67	8,035
ほくしん	76	94	9	97	2	278	376	1,103	48	414	11	1,952
たにがみ	87	89	28	181	15	400	1,035	1,899	175	1,792	28	4,929
しんながた	179	204	16	223	1	623	1,375	1,916	89	2,503	11	5,894
にしだい	118	125	16	193	2	454	1,691	1,772	67	1,679	4	5,213
たかとり	145	168	12	204	3	532	1,786	3,167	215	3,692	19	8,879
きたすま	167	173	62	314	4	720	1,161	2,337	472	3,140	56	7,166
たるみ	213	174	37	289	1	714	2,688	2,515	321	3,412	7	8,943
たるみみなみ	73	80	18	209	1	381	690	519	200	2,235	16	3,660
ひらのせいしん	96	136	71	120	3	426	473	2,766	587	2,470	1	6,297
にしこうべ	136	136	33	166	12	483	1,207	1,566	365	3,879	1	7,018
たまつあけぼの	127	47	56	144	5	379	1,925	2,985	376	2,585	51	7,922
全センター	2,297	2,664	617	3,650	76	9,304	23,651	39,917	5,254	45,121	506	114,449

(参考) 支援方法及び支援内容内訳

1. 支援方法

	電話相談	訪問	来所相談	電子メール	オンライン	同行 (事業所訪問等)	個別支援会議等	関係機関調整	その他
2025年度	39,538	11,833	3,765	1,587	23	550	794	55,426	981
割合	34.5%	10.3%	3.3%	1.4%	0.0%	0.5%	0.7%	48.4%	0.9%
2024年度	45,835	11,862	3,937	1,537	37	610	827	60,670	865

2. 支援内容

	福祉サービスの利用等	障害や病状の理解	健康・医療	不安の解消・情緒安定	保育・教育	家族関係・人間関係
2025年度	83,384	1,727	13,242	5,843	587	8,421
割合	56.7%	1.2%	9.0%	4.0%	0.4%	5.7%
2024年度	89,214	2,145	15,254	6,176	580	8,638

	家計・経済	生活技術	就労	社会参加・余暇活動	権利擁護	その他
2025年度	1,325	3,347	1,164	1,557	1,611	24,962
割合	0.9%	2.3%	0.8%	1.1%	1.1%	17.0%
2024年度	1,315	4,691	1,129	1,459	1,502	26,818

2025 年度 障害者地域生活支援拠点実績

障害者の重度化・高齢化や親なき後を見据え、障害者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、各区に1か所の障害者地域生活支援拠点において、短期入所での緊急時対応や体験利用等の調整、見守り支援などを実施した。

1. 拠点における短期入所での緊急時対応等の実績

	短期入所		生活介護		コーディネート (調整や連携の取組みに 関する件数) ※	
	緊急対応 (件)		体験利用 (件)			
年度	2025	2024	2025	2024	2025	2024
東灘区	12	9	4	4	27	28
灘区	4	4	7	7	11	18
中央区	2	4	29	26	13	13
兵庫区	1	5	4	7	10	29
北区	3	4	3	4	32	29
長田区	6	2	4	3	15	6
須磨区	5	9	5	13	25	22
垂水区	3	2	10	11	22	22
西区	1	3	2	4	30	31
合計	37	42	68	79	185	198

※コーディネートの例

- ・緊急事態における受け入れの調整
(当拠点・他拠点・その他短期入所事業所での受け入れ、利用に至らなかった事例など)
- ・当拠点における生活介護の体験利用の調整
(地域移行や親元からの自立に当たり、サービス利用の体験の機会・場を提供)
※その他の生活介護事業所やグループホームの利用に向けた相談対応は、拠点に限らず相談支援センター全体で実施
- ・地域でのグループホーム連絡会の開催
(区内の短期入所施設やグループホームの状況を把握するとともに、各施設との関係を構築し、円滑な連携を図るための取組み)
- ・基幹福祉避難所の開設訓練への参加
(災害時の要援護者支援として、障害者支援に関する技術的助言等、基幹福祉避難所との連携に関する取組み)

2. 見守り支援事業実績

(1) 事業概要

○障害のある方がお住いの地域で安心して暮らせるように、各区の「障害者地域生活支援拠点」に配置する見守り支援員が、サービスなどを受けておられず、介護のできる同居の方もおられないような重度障害の方を中心に訪問し、必要に応じて障害福祉サービスのご案内などを行っている。

(2) 郵送調査の状況

○この事業で訪問対象となる方を的確に把握するため、事前に郵送調査を行い、個別に生活状況を確認させていただいている。(対象者が多数のため、2023 年度と 2025 年度に分けて実施)

2023 年度：身体障害者手帳 1 級・2 級（視覚・聴覚）、療育手帳 A・B1、精神保健福祉手帳 1 級

2025 年度：身体障害者手帳 1 級・2 級（内部障害・肢体不自由）

(3) 2023 年度郵送調査対象者への訪問等の状況

	訪問対象者	訪問等の アプローチ開始済み		既にサービスや社会資源につ ながっている方など		支援につながった方		継続して対応中	
		～2024	～2025 (累計)	～2024	～2025 (累計)	～2024	～2025 (累計)	～2024	～2025 (累計)
東灘区	156	151	156	122	132	1	4	28	20
灘区	133	88	133	57	97	1	3	30	33
中央区	263	91	225	51	155	8	12	32	58
兵庫区	250	234	247	143	166	1	1	90	80
北区	234	225	233	120	156	1	2	104	75
長田区	286	50	286	28	241	6	6	16	39
須磨区	169	47	121	40	105	0	1	7	15
垂水区	249	116	243	67	181	6	7	43	55
西区	232	229	232	145	168	2	6	82	58
合計	1972	1231	1876	773	1401	26	42	432	433

〔訪問対象者〕

- ・返信者のうち、就労・就学していない、同居者がいないなど、社会的つながりが無いと思われる方
- ・未返信の方

〔支援につながった方〕

- ・障害福祉サービスや地域の社会資源、関係機関につながった方

〔継続して対応中〕

- ・状況把握を行った結果、支援が必要と判断したため、引き続き訪問等により状況確認が必要な方
- ・訪問したが不在や家族としか会えなかった方や、拒否感が強く状況把握ができていない方

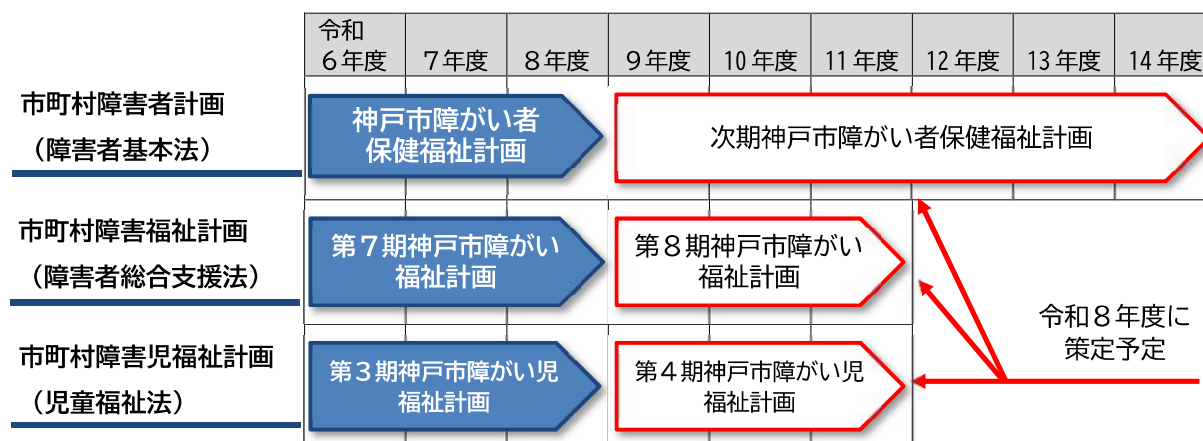
次期神戸市障がい者プランについて

1. 神戸市障がい者プランについて

(1) 概要

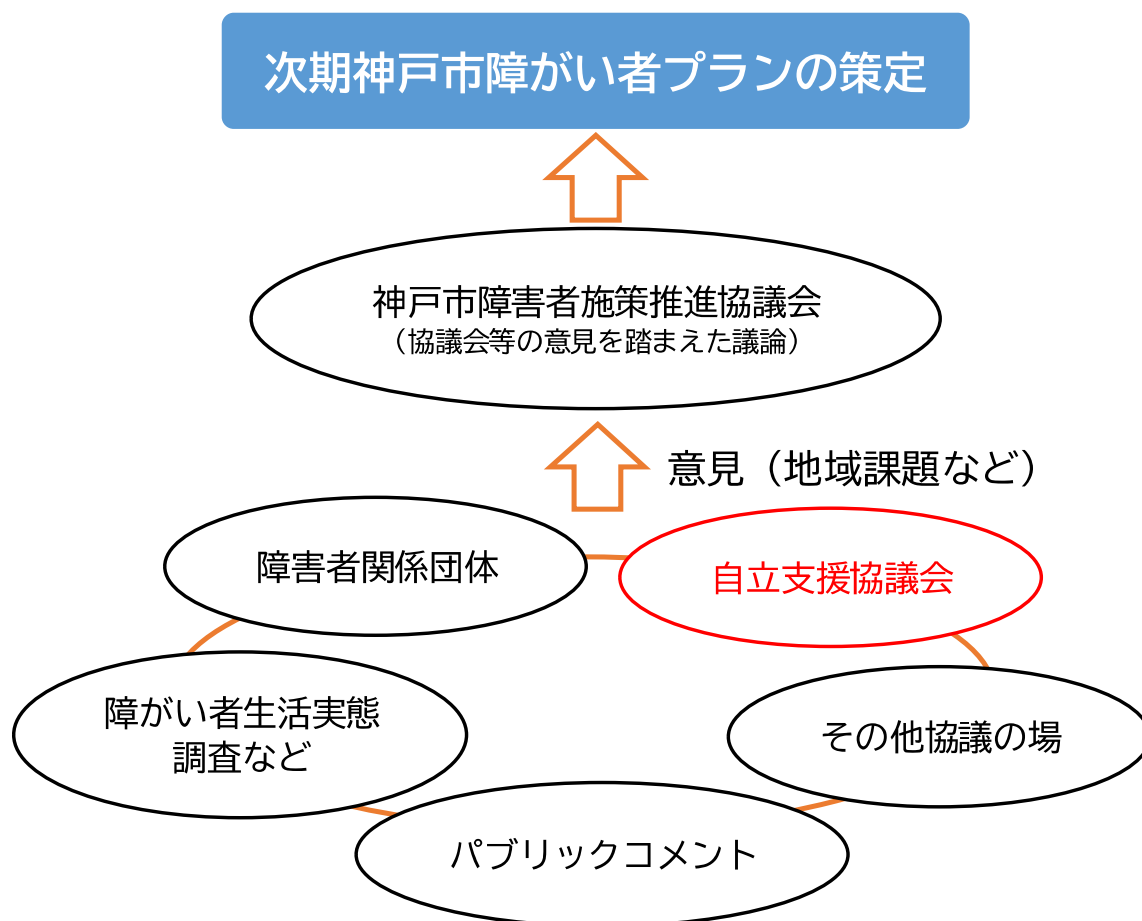
- ・ 神戸市障がい者プランは、障害者基本法に基づく「神戸市障がい者保健福祉計画」と、障害者総合支援法に基づく「神戸市障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「神戸市障がい児福祉計画」を一体的に策定するもの
- ・ 現行の神戸市障がい者プランの計画期間が令和 8 年度までのため、同年度中に次期神戸市障がい者プランの策定を予定している。
- ・ 「神戸市障がい者保健福祉計画」は、本市の障がい福祉施策の理念や施策の方向性を示すもの
令和 8 年度に 6 年間の計画 を策定予定である。
- ・ 「神戸市障がい福祉計画」および「神戸市障がい児福祉計画」は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等を定めるもの
令和 8 年度に 3 年間の計画 を策定予定である。

(2) 計画期間のイメージ



2. 自立支援協議会としての役割

市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。（障害者総合支援法第88条9）



<参考>

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2026 年度 神戸市地域自立支援協議会 課題整理プロジェクト（報告）

1. メンバー（敬称略）

学識経験者	神戸女子大学教授	植戸 貴子
区 協 議 会	灘区自立支援協議会	伊井 統章
	兵庫区自立支援協議会	直原 隆志
	北区自立支援協議会	若月 明美
	長田区自立支援協議会	湯阪 加奈子
事 務 局	神戸市障害者基幹相談支援センター	伊藤 則正
	神戸市障害者基幹相談支援センター	武田 真由
	福祉局 障害者支援課・障害福祉課	

2. 整理内容

第1回 2026 年 6 月 15 日（月） 15:30～17:30

【整理する課題】

生活介護、就労継続支援・就労移行支援、短期入所、グループホーム、施設入所支援、日常生活用具

第2回 2026 年 6 月 17 日（水） 17:00～19:00

【整理する課題】

移動支援、居宅介護・重度訪問介護、障害児通所支援、医療的ケア、同行援護、訪問入浴、サービス全般、介護保険へのつながり、障害理解

第3回 2026 年 6 月 19 日（金） 17:00～19:00

【整理する課題】

福祉人材の確保、要援護者支援、ひきこもり、その他、計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

なお、「課題・現状」の○は特に重要と考えられるもの

項目		課題・現状	意見・提案
訪問	居宅介護 ・ 重度訪問 介護	○痰吸引、経管栄養、夜間対応等ができる事業所や男性ヘルパーの不足。 ・ヘルパーの人材不足と高齢化により契約できる事業所が少ない。 ・利用者が非常に少ない地域に対応できる事業所が少ない。 ・強度行動障害のある方が利用できる事業所が少ない。	・研修回数の増加や研修の広報。 ・喀痰吸引等研修など資格取得をはじめ、ヘルパー確保に向けた養成の仕組みづくり。 ・支援者にヘルパーの利用可能な状況がわかりスムーズに利用者となげられる仕組みの検討。 ・重度訪問介護、居宅介護事業所の人材確保・定着支援策の強化。
	生活介護	○医療的ケアが必要な方に対応できる事業所が少ない。 ・機能訓練や入浴ができる事業所が少ない。	・既存事業所の定員増、または新規開設に向けた取り組みの推進。 ・医療的ケアのできるスタッフが複数の事業所を巡回できる仕組みづくり。 ・医療的ケアが必要な方が利用できる事業所の市ホームページ等での案内。 ・介護保険サービスとの相互利用ができる事業所を増やす。 ・リハビリ特化型の生活介護事業所の増設。
	就労移行 支援 ・ 就労継続 支援 ・ 就労選択支援	・高齢化や重度化に伴い、介護度の高い方の利用希望が増加しているが、人材や体制不足により希望どおりに利用できていない。 ・聴覚障害者の特性に対応できるサービス事業所が少ない。 ・就労選択支援事業所の数が少なく、利用が難しい。 ・就労選択支援が開始されたことやその有効性について周知が不足している。	・聴覚障害者の特性に対応できるサービス事業所増設。 ・就労選択支援の目的・仕組み、アセスメントの周知と積極的な利用勧奨。
日中活動系	重度障害者等 就労支援特別 事業	・重度障害者等就労支援特別事業の利用要件は満たしているが、ヘルパー事業所が少なく、利用ができない。	

項目		課題・現状	意見・提案
日中活動系	短期入所	・特に緊急時に利用できる短期入所事業所が少ない。 ・緊急時に利用できる事業所が見つかって、送迎をする人がいない場合がある。 ○重度障害者や強度行動障害、医療的ケアが必要な方が利用できる事業所が少ない。 ○障がい児を受け入れる短期入所事業所が少ない。	・既存の利用枠拡大や新規参入促進策の検討。 ・市内施設の空き情報一覧をホームページ等で掲載するようなシステム体制の構築。 ・緊急時に移動支援での送迎や緊急時の移動手段確保のための助成や別事業の送迎を活用する仕組みづくり。 ・緊急時に居宅のサービス等を増量できる制度の検討。 ・重度障害者や強度行動障害、医療的ケアを必要とする方の対応が可能な施設の増設。 ・障がい児の受け入れに対応できる人材育成支援策の強化。 ・放課後等デイサービスや就労継続支援B型事業所の短期入所実施を促進する仕組みの検討。
	日中一時支援	・送迎が無く、日中一時支援事業の利用に制限がある。	
施設・居住支援系	施設入所支援	○常に空きがない状況であり、家族の長期入院や他界など、緊急の場合であっても入所できる施設が少ない。 ・入所者の高齢化に伴い、①要介護者も増加し、通常の障害者施設における基準人員数では対応が困難。②通院頻度の増加に伴う職員対応の増。③介護に対応できる環境整備のために改修が必要。④支援者や家族の知識不足により介護保険へ円滑に移行できない。⑤介護保険移行後の自己負担金やサ高住等の利用料負担が大きい、など適切な介護状況や介護保険移行に課題がある。	・受け入れ枠の複数確保等、重度知的障害者、医療的ケアが必要な方などにも対応できる仕組みづくり。 ・人員体制や看護師配置、医療機関との連携、介護保険移行、施設維持に対する支援の充実。

項目		課題・現状	意見・提案
施設・居住支援系	グループホーム	○特に重度障害者を受け入れるグループホームが少ない。 ・親なき後の暮らしの場としてもグループホームは増えているが、親の高齢化に伴い見学が困難となっており、利用につながりにくい。 ・グループホームは増加しているものの、サービスレベルの差やネットワークが弱い課題がある。	・強度行動障害や重度障害等の方にも対応可能なグループホームの整備促進。 ・グループホームとして物件を貸す場合に、例えば貸主に税制上のメリットがあるような制度の充実。 ・グループホーム職員に対する研修機会の確保や地域のネットワークとの関わり構築を促進する仕組みづくり。
	計画相談支援 ・ 障害児相談支援	○指定特定事業所の不足により、のぞまないセルフプランが多い。 ・児童に対応する計画相談支援事業所が少なく、放課後等デイサービスや学校との連携に課題がある。 ・安定的な経営が制度上困難であり、必要な相談支援を受けることができない。 ・聴覚障害者に対して相談支援を行うための必要な資源が不足している。 ○よりきめ細かな支援が必要な方に対応できる事業所が限られている。	・計画相談支援事業所の相談支援専門員の増員に向けた支援等の充実。 ・市内の障害福祉関係法人への相談支援への参画の勧奨。 ・単体のサービスを利用する方であっても希望する方や必要な方には計画相談が導入されるための制度周知・利用勧奨の推進。 ・報酬外だが必要な業務に対する支援策や、システム導入に対する支援の検討。 ・手話によるコミュニケーションがとれる相談員の確保の推進。 ・主任相談支援専門員の配置等各区の相談支援センターでの助言や支援の充実。
	地域相談支援	・地域移行・地域定着の指定一般事業所が少なく、実績の豊富な事業所が限られている。 ・障害者への理解不足から、地域での生活が困難となっている。	・相談支援事業所の相談支援専門員増員に向けた支援等の充実。 ・情報共有やスキルアップの支援の推進。 ・相談支援センターでの対応の充実。 ・更新が必要な場合の要件緩和。

項目		課題・現状	意見・提案
児 童	障害児 通所支援	○医療的ケア児や行動障害を伴う自閉症児など、専門的な支援が必要な児童を受け入れられる事業所が少ない。 ・聴覚障害に対応できる事業所が全市でも少なく、市内全域からの受け入れとなるため、送迎の負担が大きい。 ○医療的ケア児の送迎車両に看護師等の添乗が確保できる事業所がほとんどなく、家族送迎が必須の状況。 ・保育所等訪問支援の必要性が学校に知られていないなど学校との連携に課題がある。	・専門的知識、技術を修得するための人材育成・事業者支援の取り組みを強化。 ・医療的ケアの受けられる事業所の増設や支援の拡充。 ・重度の知的障害・行動障害を伴う自閉症児の支援プログラム、訓練された専門家チームによる療育プログラムの実施。 ・家庭・地域の学校の療育支援等を総合的に行うための、発達障害児の専門施設の創設。 ・看護師の人材確保。 ・個別の特性に応じて無料で介護タクシーの利用や看護師の同乗等、柔軟な選択ができるような制度の検討。 ・保育所等訪問支援の制度趣旨や役割について、学校教職員向けの研修機会の充実。 ・保護者や特別支援学校、放課後等デイサービス等で共有できる連絡ツールを検討。 ・保育所等訪問支援事業所の増設に向けた取り組み。
地 域 生 活 支 援 事 業	日常生活 用具	・給付対象が身体・知的障害の方に限られており、精神障害に対応していない。 ・福祉用具について、障害福祉サービスは介護サービスに比べ貸与に関する助成や利用できる選択肢が少ない。 ・日常生活用具（紙おむつ）の支給対象が拡大された一方で、負担が増えた方がいる。	・精神障害者についても、精神症状悪化により身体的症状や嚥下・上下肢機能が低下した場合、ベッドや手すり等の貸与の検討 ・一時的に必要な方への貸与の仕組みなどの検討。 ・実態に基づき、受給者全体のバランスに配慮した継続的な見直しの検討。
地 域 生 活 支 援 事 業	移動支援	○通所や通勤・通学、施設入所中に移動支援が利用できない。 ・身体障害者への支給要件が限定的で利用できない場合がある。 ・移動支援のヘルパーが少ないため、利用できない。	・自力通所の能力を活かす有効な手段としてや、家族の病気等緊急時に限定しての適用など、移動支援サービスの適用拡大や通学に特化した支援策の検討。 ・保護者の付き添いがなくても通学できるような自力通学訓練、教育サポートについて教育的観点から検討できないか。

項目		課題・現状	意見・提案
サービス全般	サービス全般	・制度、サービス利用に関する情報提供が不十分である。 ・外国にルーツがある児童に対応できる資源や相談先が少ない。言語や文化の違いにより、福祉制度の理解が進まず、必要な支援につながりにくい。 ・資源の不足により入所施設から地域へ移行することが困難。 ・発達障害、高次脳機能障害に特化した障害福祉サービスの事業所が少なく、支援者の障害に対する支援・対応スキルが不十分。	・AI等も活用して市ホームページなどで制度改正についての最新の情報などわかりやすく閲覧できる仕組みづくり。 ・外国にルーツのある方に向けた相談窓口との連携強化、通訳派遣を活用できる仕組みづくり。 ・窓口へ相談、サービス申請に来られた外国にルーツのある方への多言語・イラスト等、相談内容に応じた制度・サービスの情報発信の工夫。 ・地域での生活が継続できるように、住宅の確保や障害福祉サービスの充実。 ・研修の機会を増やし、支援者のスキルアップを図る。
	医療的ケア	・学校への送迎のために家族が転職や退職を余儀なくされたり、家族が送迎できない日は通学ができないことがある。 ・肢体障害児に必要な環境が整った公的施設が少なく、外出に制限がある。	・看護人材の確保・定着支援策の強化。 ・医療的ケア児の登下校支援の充実に向けて福祉・医療・教育関係機関等で横断的に検討を進められないか。 ・施設のバリアフリー化等に向けた支援。
その他	介護保険制度へのつながり	・65歳到達時において、介護保険サービスに移行する必要があるが、関係機関との連携が取れていない。 ・介護支援専門員が、知的障害や発達障害、精神疾患について理解が難しい傾向にある。 ・40歳～64歳で生活保護受給中の方は、介護保険の特定疾病に該当しても、障害福祉サービス優先となるが、介護支援専門員では、複雑な障害福祉サービスの利用調整が難しい。	・介護保険移行時のためのリーフレットの制作とわかりやすい説明。 ・障害福祉サービスと介護保険をつなぐ研修を充実・拡充し顔の見える関係を推進。 ・セルフプラン対象者の移行手続き、生活保護受給者の制度利用の流れなど、マニュアル作成の検討。 ・介護度が重くサービス利用が複雑な場合や、引継ぎ時に必要な場合における柔軟なダブルプランの適用。

項目		課題・現状	意見・提案
その他	福祉人材の確保	○人材確保ができず、どの事業所も深刻な人手不足で十分なサービス提供ができない。 ・支援者支援が不足しており、バーンアウトが起こりやすい。	・専門性を向上するため、より実践的で具体的な内容への研修の改善。 ・事業所に出向いての出前型の研修の充実。 ・人材の確保・定着支援策の強化。 ・報酬単価の引き上げや処遇改善など、生涯働き続けられる仕組みづくり。 ・スーパービジョン等による支援者のバーンアウト対策の充実。
	ひきこもり	○ひきこもりの方へのアプローチ方法が難しい	・ひきこもりに関する研修、アプローチ法などの周知。 ・支援機関の周知と連携。
	障害理解	・地域における障害理解が進んでいない。 ・障害者への偏見により、障がい児が地域の公園で安心して遊べないことがある。 ・駅のエスカレーターを肢体不自由の方が安心して利用できない。 ・外見上気づかれにくい障害（聴覚、内部など）のあることで孤立しやすい。 ・触法障害者（性犯罪など）を支援するための地域資源が少ない。専門職からの支援が不足している。再犯防止について、連携や役割分担が不十分である。 ・精神障害者は偏見を受けやすく住居が探しにくい。 ・障がいのある人が、交通事故などの突発的な場面に遭遇した時、自ら助けを求められず、必要な対応が受けられない。	・障害理解のための啓発、広報。 ・保護者・関係者だけではなく地域の方とともに取り組むイベント開催およびその支援。 ・エスカレーター利用時の不安についての実態調査。 ・手話啓発講座の全区での拡大、支援等の検討。 ・触法障害者の支援などにおける専門職から助言を受けられる機会の充実。障害と犯罪の理解等について支援者を対象とした勉強会の開催。 ・居住支援法人との連携の推進。 ・市民や関係機関へのヘルプマークの周知、障害特性の周知。

項目		課題・現状	意見・提案
その他	災害時 要援護者 支援	・地域の避難所での要援護者への配慮が十分でない。 ・障害種別に応じた災害時の具体的な支援について、民生委員・児童委員、地域住民の方に知ってもらうための手段の検討と地域啓発が必要。 ・地域に障害のある方が居住していることが知られておらず、災害が起きた際に取り残される不安がある。 ・障害があることで、災害時に避難することに躊躇する。 ・地域住民、地域の障害当事者に対して、防災訓練の情報が周知されていない。 ・地域の防災訓練に参加をしても、手話通訳がおらず訓練に参加できない。 ・特に医療的ケア児者の災害時の備えとして避難訓練の実施が必要 ・ヘルプマーク・ヘルプカードの周知	・災害時に連携を取るための障害理解推進に向けた啓発、広報 ・福祉避難所へ行けない方への支援体制づくりの推進。福祉避難所の受け入れ可能人数などの実態把握。特別支援学校の避難所としての活用検討。 ・防災訓練等の広報を充実させ、障害のある方やその家族の参加を促進。 ・防災訓練への手話通訳者の派遣。 ・地域や行政、医療その他関係機関が協力し、地域で医療的ケア児者などの要支援者を支える仕組み、体制づくりのモデル実施。 ・ヘルプマークに加え、ヘルプカードの使い方の周知。 ・学校でのヘルプマークを周知する機会の充実。
	その他	・親なき後の金銭管理ができない ・障害者が詐欺被害や、犯罪に加担させられる事例がある。 ・通所に使っていたバス路線が減便・廃止、路線変更となり、通所が困難になっている。 ・特別支援学校の送迎について、保護者の通勤や勤務時間に支障が生じている。 ・義務教育後の進路に関する情報が少ない、また、18歳までに準備しておくべきことを知る機会が不足している。 ・精神障害者が相談できる居場所や関係が築ける地域の資源が少ない。 ○自傷他害の可能性が高い精神障害者について、関係機関との連携がスムーズに進まないために、緊急で医療が必要な方の入院のタイミングを逃してしまうことがある。また、移送手段についても資源が少ない。	・成年後見制度の広報の充実。新たな金銭管理の仕組みの検討。 ・詐欺被害防止について、障害者にもわかりやすい啓発、広報。 ・障害者や高齢者が暮らしやすい街づくりの推進のため、公共交通機関やそれに代わる交通手段の確保。 ・義務教育期間中の通学保障として、スクールバスだけでなく、個別の特性に応じて無料で介護タクシーの利用や看護師の同乗等、柔軟な選択肢の確保。 ・特別支援学校の他、地域の学校に在籍する児童・生徒の家庭への周知の充実が必要。 ・多機能型を含めた地域活動支援センターの増設。 ・入院時の移送手段を確保するとともに入院治療につなげる必要がある場合の、一連の流れや役割分担が分かる仕組みが必要。